大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法 第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その 届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成29年7月3日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所三井住友信託銀行株式会社代表取締役 橋本 勝東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール京都桂川

京都市南区久世高田町376番1外1筆、向日市寺戸町九ノ坪50番地1

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置	三井住友信託銀行株式会社	三井住友信託銀行株式会社
する者の氏名又は名称	代表取締役 常陰 均	代表取締役 橋本 勝
及び住所並びに法人に	東京都千代田区丸の内一丁	東京都千代田区丸の内一丁
あっては代表者の氏名	目4番1号	目4番1号
大規模小売店舗におい	イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社
て小売業を行う者の氏	代表取締役 梅本 和典	代表取締役 岡崎 双一
名又は名称及び住所並	千葉市美浜区中瀬一丁目5	千葉市美浜区中瀬一丁目 5
びに法人にあっては代	番地1	番地1
表者の氏名	ほか44件	ほか37件

(3) 変更年月日

平成29年4月1日

(大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名)

平成29年4月30日

(大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名)

3 届出年月日

平成29年6月22日

4 縦覧場所,期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2)期間

平成29年7月3日(月)から同年11月6日(月)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成29年11月6日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)